

- 7 住宅改修費については、住宅改修に要する費用のうち、自己負担額の支払いを居宅要介護等被保険者より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しません。また、工事完了及び自己負担額の受領後、居宅要介護等被保険者へ領収証及び工事内訳書等を発行します。
- 8 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完結の日から5年間保存します。
- 9 住宅改修に関して市長が必要と認めた場合、市が当該住宅改修に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じます。
- 10 介護保険住宅改修費受領委任払に際し、次の事項を行った場合は、以後の介護保険住宅改修受領委任払の利用ができなくなるについて異議は申しません。
 - ① 魚津市介護保険住宅改修費受領委任払に関する要綱及びこの誓約書に定める事項を遵守しなかったとき。
 - ② 住宅改修費の申請に事実と異なる内容が認められるとき。
 - ③ その他受領委任払の適用を認めることが不相当と判断されたとき。
- 11 居宅要介護等被保険者から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場に立って検討し、対処します。
- 12 事業所の職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

以上